

指導員単位受検者(単位制等の廃止)について

単位制等の廃止

- ・単位制、受検講習、講習履歴制度の廃止
 - ・既単位取得者の移行措置(2014年度から3年間)
 - ①当該年度の指導員検定を受検
 - ②加盟団体実施の当該年度の養成講習会(理論・実技)に参加し
修了書によって証明された者
 - ③加盟団体長の推薦
 - ④所属団体長の推薦
- ①～④の4要件を全て満たした者を合格とし、公認
準指検定については実施加盟団体の裁量および基準による